

第5回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成17年7月7日（木）午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

池田克俊委員，金馬健二委員，齊藤泰清委員，末金絹枝委員，橋本明久委員，
益田佐和子委員，松田克義委員，的場真介委員，森田悟委員，山口健二委員，
山崎博幸委員

※天野和生委員，立森伸康委員は都合により欠席

（事務担当者）

岡田隆正主任書記官，奥山壮一主任書記官，高森雅弘主任書記官

山本信善事務局長，栗栖清次民事首席書記官，須谷好晴事務局次長，奥靖史総
務課長，大林俊二総務課課長補佐

4 議事

- 開会宣言（総務課長）
- 所長あいさつ
- 新任委員の紹介

新任委員 岡山地方検察庁次席検事 天野和生

岡山市市民局局次長 齊藤泰清

岡山県生活環境部男女共同参画課長 益田佐和子

- 意見交換

高森雅弘主任書記官，奥山壮一主任書記官及び岡田隆正主任書記官から，多重債務者に対する岡山簡易裁判所及び岡山地方裁判所の受付相談の実情について，タッチパネル方式による手続案内（注）のデモンストレーションを取り入

れながら説明があり，その後「多重債務者に対する裁判所の受付相談等について」をテーマに意見交換が行われた（発言の要旨は5のとおり）。

▪ 次回の予定

日時は追って調整する。

テーマについては，市民間の紛争，特に隣人間の争い，不動産の明渡し，交通事故等の紛争に関する民事訴訟手続の実情等を中心に意見交換を行うこととする。

5 意見交換（「多重債務者に対する裁判所の受付相談等について」）の発言要旨

（○委員，□事務担当者）

○ 特定調停は，1度利用した人でも何回も利用できる仕組みになっているのか。

□ 手続を何回も利用するというケースは多くはない。特定調停は，3年ないし4年を目処に負債総額を完済するようにしているため，完済した後に再度借入れをして，また特定調停手続を利用する人もごくまれにはいる。

○ 弁護士に相談に来る人の中で，特定調停を成立させた上で払えなくなって，結局破産に流れてくる人が結構いる。一つの目安として月々の支払額は，手取りの何割くらいに抑えているのか。

□ 月の収入の何割かという捉え方ではなく，負債総額を3年程度で返済するものとしている。それでいくと1か月当たりの返済額は，負債総額の3パーセント程度となるが，その金額を月々返済できるかどうかの一つの目安と考えている。

○ タッチパネル方式による手続案内は，非常によく工夫されているという感じがしたが，全体としては少し説明が難しいのではないか。私のところに来る人たちの中で今日の説明を完璧に理解できる人は半数くらいだと思う。基本的には専門用語を一切使わずに説明するくらいでないといけないと思う。

○ 特定調停等の手続を利用したいと考えた人が各手続の特徴等の情報を事前

に知りうるように情報をもっと開示すべきではないか。そのような情報を開示しておけば、本来こういうサービスを受けるべき人が来るわけであるから、充実したサービスにつながる。

- 電話では基本的には相談を受けられないのか。それと、裁判所に来た場合には予約制もしくは時間制限、つまり待ち時間が何分あって1時間以内にお願ひしますといったことがあるのか。
- 電話では説明資料を見てもらいながら説明させていただくことができないので、十分な説明ができない。お手元に説明資料とか申立書の書式、特定調停でいえば調査表等の書面を実際に見てもらいながら、記載要領などについてのいろいろな説明をさせていただく必要があること、また、負債額など正確な情報を裁判所側にいただきたいという趣旨で、申立てをされる際には裁判所に一度来てくださいというお願いをしている。裁判所に来られた人については、説明したことを理解していただけるまで丁寧に対応している。
- 裁判所で相談を受けているという情報は、どのようにして知らせているのか。
- 簡易裁判所でいろいろな手続相談をしていることは、調停協会等が行っている調停相談の席などにおいても、PR等をお願いしている。
- 特定調停の事件数は、平成12年から大変な件数だった。去年は若干減ったが、これだけの特定調停を処理するための配慮、工夫について、岡山の場合どうだったのか。
- 平成15年をピークに非常に事件数が増えたが、事務改善ということで、事務処理要領を作って、できるだけ効率的に、その要領に従って処理することとし、職員が作成した調停事件処理プログラムを調停係全員が使って事務を行い、そのプログラムによって、かなりのペーパーレス化を行ったり、いろいろなデータ管理が行えるようになったので、大幅に事務の効率化を図ることができた。特定調停手続というのは債権者と交渉したりする手続なので、

調停委員にもいろいろと努力してもらって対応してきた。

- 消費生活センターでは、多重債務者の相談はどのくらいあるのか。
- ご相談はある。破産したいとはっきりと言ってこられる人もいる。消費生活センターは、弁護士会と協定を結んで、法律相談を定期的に行っているし、破産したいということをはっきり言われる人については、相談の中身を聴かずに弁護士会の無料相談、若しくは有料相談を紹介している。

(注) タッチパネル方式による手続案内

来庁者がパソコン画面の案内に従ってパソコンの画面に触れるだけで、破産手続、個人再生手続及び特定調停手続の相違点並びに特定調停手続の申立てに関する説明を見聞できる手続案内システム

